

令和2年度のこどもクラブの定員及び利用審査基準の見直しについて

1 こどもクラブの定員見直し

こどもクラブの面積基準の経過措置（共有スペース面積を専用区画に算入すること）が令和元年度末に終了することに伴い、千束こどもクラブの定員の減を行う。

減となる千束こどもクラブに東浅草小学校児童が在籍している状況を鑑み、東浅草こどもクラブの定員を拡大する。

定員を変更するこどもクラブ

こどもクラブ	現行定員	新定員	差異
千束	45	40	▲5
東浅草	50	60	10

2 こどもクラブ利用審査基準の見直し

こどもクラブの利用審査にあたっては、公平性・透明性の観点から利用審査基準を指数化しており、保護者の就労の状況等を指数化した「基本指数」と、児童の属する家庭の状況等を指数化した「調整指数」の合計に基づき、利用者を決定している。

児童の学年による調整は「調整指数」において行っているが、現行の指数では、学年間の差が少ないため、保育の必要性が高い低学年が希望するこどもクラブを利用できないケースが発生している。低学年が利用しやすくなるよう、「調整指数」の一部を見直し変更する。

① 変更の内容

児童の学年による調整指数の変更点

学年	変更前	変更後
1年	+3	+5
2年	+2	+2
3年	0	-1
4年	-1	-2
5年	-2	-3
6年	-3	-4

② 適用時期

令和2年4月利用開始分の審査から適用

3 スケジュール

令和元年10月中旬 見直し後の定員、基準を周知（ホームページ掲載及び利用案内配布）

11月1日 新基準での申請受付開始